

## 「五所川原市第3期地域福祉計画」(案)についての意見募集

市では、地域福祉の推進のため、社会福祉法第107条の規定に基づく、「五所川原市第3期地域福祉計画」(案)の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、下記のとおり、意見を募集しています。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和6年2月7日から令和6年3月10日まで

#### 2 案の概要

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) や市福祉政策課、行政資料スペース(本庁舎、金木及び市浦総合支所)でご覧いただけます。

#### 3 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名)を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。

(郵便) 〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市福祉部福祉政策課

(FAX) 0173-34-1018

(電子メール) 2305pbc@city.goshogawara.lg.jp

#### 4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめて、公表する予定です。(この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。)

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。